

日本ESD学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本ESD学会 (The Japanese Society of Education for Sustainable Development) と称する。

(目的)

第2条 本会はESD(持続可能な開発のための教育)の理論的・実践的研究およびESD実践の深化・発展を図ることをもって、持続可能な社会の構築に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 年次大会および研究会の開催
2. 会誌、会報その他の刊行物の発行
3. シンポジウム、研修会等の開催
4. 他学会・団体との連携・協働
5. 海外の学会・団体との連携・協働
6. その他前条の目的を達成するための事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は正会員、学生会員、団体会員、賛助会員、名誉会員とする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会する個人
2. 学生会員 本会の目的に賛同して入会する学生および大学院生。大学院生は正会員または学生会員のいずれかを選択することができる。
3. 団体会員 本会の目的および事業に賛同する団体(学校、NPO/NGO 法人、地方自治体等)
4. 賛助会員 本会の目的および事業に賛同して賛助する個人、団体および法人
5. 名誉会員 日本のESDの理論的・実践的研究およびESDの深化・発展に大きな功績のあった個人のなかから、会長が評議員会の議を経て推薦する者

(会費)

第5条 会員は会費を前納しなければならない。会費の額は別に定める。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、会長に入会申込書を提出しなければならない。

(退会)

第7条 退会しようとする者は、会長に退会届を提出しなければならない。

(権利)

第8条 会員は次の権利を有する。

1. 正会員 会誌および印刷物等の配布を受けること、年次大会における発表および会誌に投稿すること、会長、評議員および会計監査の選挙権と被選挙権を有すること、総会に参加すること。
2. 学生会員 会誌および印刷物等の配布を受けること、年次大会における発表および会誌に投稿すること。
3. 団体会員 会誌および印刷物等の配布を受けること、ならびに団体会員に所属する者は年次大会における発表および会誌に投稿すること、および代表者1名が総会に参加できること。
4. 賛助会員 会誌および印刷物等の配布を受けること、ならびに賛助会員に所属する者は年次大会における発表および会誌に投稿すること。
5. 名誉会員 会誌および印刷物等の配布を受けること、年次大会における発表および会誌に投稿すること。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 評議員 30名以内
4. 理事 若干名
5. 会計監査 2名
6. 事務局長

(会長および副会長)

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長は正会員の選挙によって定める。会長の任期は2年とし、2期を超えることができない。副会長は正会員の中から会長が指名する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を統括する。

(評議員)

第11条 評議員は正会員の中から選挙によって定める。評議員の任期は2年とし、連続して2期を超えることができない。

(理事)

第12条 理事は評議員の互選によって定める。理事は総務、行事・企画、編集、渉外・広報、国際交流または会計を担当する

(会計監査)

第13条 会計監査は正会員の中から選挙によって定める。会計監査の任期は2年とし、連続して2期を超えることができない。
2. 会計監査は評議員を兼ねることができない。

(事務局長)

第14条 事務局長は正会員の中から会長が委嘱する。事務局長は会長および理事の下で会務を運営する。

第4章 組織

(総会)

第15条 総会は会の最高議決機関であり、会務、会計その他の重要事項を議決する。会長は毎年度1回以上これを招集しなければならない。ただし、正会員の3分の1以上から請求があった時には会長は臨時に招集しなければならない。
2. 総会は委任状を含め正会員および団体会員代表者の10分の1以上の出席をもって成立する。
3. 総会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(評議員会)

第16条 評議員会は、会長、副会長、評議員および事務局長で構成し、会務、会計その他の事項を審議し議決

する。評議会で議決した重要事項は総会の承認を得なければならない。

2. 評議員会は委任状を含め評議員の2分の1以上の出席をもって成立する。
3. 評議員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会)

第17条 理事会は会長、副会長、理事および事務局長で構成し、会務を運営する。

(委員会等)

第18条 会長は委員会およびワーキンググループ等を置くことができる。委員会およびワーキンググループ等の設置は評議員会の承認を必要とする。

(幹事)

第19条 会長は理事の推薦に基づき、正会員の中から理事に協力する幹事を委嘱することができる。幹事の委嘱は評議員会の承認を必要とする。

(事務局)

第20条 事務局は事務局長および若干名の事務局員をもって構成し、会長および理事を助けて庶務を担当する。
2. 事務局は宮城教育大学(仙台市青葉区荒巻字青葉149番地 市瀬研究室内)に置く。

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終る。

第5章 会計

(収入)

第22条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終る。

(報告)

第24条 会長は会計年度間の収支決算を次の総会に報告しその承認を受けなければならない。

第6章 会則の改正および解散

(会則の改正)

第25条 会則の改正は総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(解散)

第26条 本会の解散は総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

1. 本会則は、2017年4月29日から施行する。
2. 設立時の役員、およびその任期については、第10条、第11条および第13条の規定にかかわらず、設立総会において決定する。
3. 副会長については、第9条の規定に関わらず、設立日を含む年度においては若干名を置くことができるものとする。
4. 2018年8月19日改正
5. 2019年8月19日改正
6. 2020年10月17日改正
7. 2021年10月1日改正
8. 本改正は2022年8月30日から施行する